管理者の兼務許可申請	
概要説明	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 17 条
	第4項(法第7条第3項ただし書き準用)の規定、及び「薬局等における兼
	務の許可に係る取扱要領」に基づく、薬局製造販売医薬品の製造管理者がそ
	の製造所以外の場所で業として薬局等の管理その他薬事に関する実務に従事
	する場合に、薬局製造販売医薬品の製造業者が行う許可申請です。
提出書類	管理者の兼務許可申請書 (第1号様式)
~t / LHn BB	正副 1部ずつ提出
受付期間	随時
受付窓口	下関市立下関保健所保健医療政策課
お問い合わせ先	下関市立下関保健所 保健医療政策課 医事薬事係
	(〒750-8521 下関市南部町1番1号)
	TEL; (083) 231-1711 FAX; (083) 231-1376
手数料	不 要
注意事項	○兼務を認める範囲
	①学校保健安全法に基づく学校薬剤師
	②下関市夜間急病診療所において、輪番で従事する薬剤師の業務
	(昭和36年2月8日付け厚生省薬務局長通知第3の3に基づく)
	│ │ 兼務が認められない場合がありますので、事前に上記までお問い合わせく│
	ださい。